

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律施行細則の一部を改正する規則

(防 災 課) 二二二
 (防 災 課) 二二三

告 示

建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示の
 一部改正

(建 築 指 導 課) 二二四

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選 挙 管 理 委 員 会) 二二四

公 示

落札者等に関する公示
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良区役員の退任

(総務事務センター) 二二五
 (都 市 政 策 課) 二二六
 (岐 阜 農 林 事 務 所) 二二六
 (西濃農林事務所) 二二七

規 則

第 二 百 九 十 九 号

令 和 四 年 五 月 二 十 日

(金 曜 日)

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 四 年 五 月 二 十 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第二号(一)②中「五百七十一万四千円」を「六百二十八万五千円」に改め、
 同表第二号(三)中「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表第三号(一)の表夏季
 (四月から九月まで)の項中「二八、八〇〇円」を「二八、七〇〇円」に、「二四、二
 〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四一、
 八〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「七
 九〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「三二、
 二〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「五
 六、二〇〇円」を「五五、八〇〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六五、三〇〇円」に、
 「八二、七〇〇円」を「八二、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」
 に改め、同号(二)の表夏季(四月から九月まで)の項中「八、三〇〇円」を「八、二〇〇
 円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、〇
 〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三
 月まで)の項中「一〇、〇〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三
 二、九〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、三〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を

「二、八〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、別表第一六
 第二号(一)中「五十九万五千円」を「六十五万五千円」に改め、同号(二)中「三十万円」を
 「三十一万八千円」に改め、同表八第三号(一)中「四、五〇〇円」を「四、七〇〇円」に
 「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、
 同表九第三号中「二十一万五千二百円」を「二十一万三千八百円」に、「十七万二千円」
 を「十七万九百円」に改め、同表十一第二号中「十三万七千九百円」を「十三万八千三
 百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
 定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及
 び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
 定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十四号)の一
 部を次のように改正する。

別記第二十一号様式中「扶養義務に」を「扶養の可否に」に、「つきましては」を
 「あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることか
 ら」に、「下さい」を「ください」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二〇〇号

建築基準法による中間検査の実施に関する告示(平成十九年岐阜県告示第四
 百八号)の一部を次のように改正し、令和四年六月二十日から適用する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

二中「令和四年六月十九日」を「令和七年六月十九日」に改める。

五二中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改める。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二
 号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定した
 ので、その旨告示する。

令和四年五月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人杉和会 公慶・悠・邑 和	不破郡垂井町梅谷621 1

公 報

岐阜県建設課の公告

岐阜県の物品部及び特定役務の懸賞手続の採択を定める要項（平成十七年岐阜県要項第百四十四号）第十一條の要項によつて、次のとおり岐阜県建設課の公告を公表する。

令和四年五月十四日

岐阜県建設 田 田 兼

- 1 調達する役務の名称及び数量 庶務事務サンプラスタムの構築及び賃貸借・運用保守業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 2 月 15 日

- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 4 月 7 日

- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号

株式会社エヌ・ライ・ライ・データ東海

代表取締役 坂野 高士

- 6 落札金額 1,048,190,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センターシステム再構築係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県建設課の公告

岐阜県の物品部及び特定役務の懸賞手続の採択を定める要項（平成十七年岐阜県要項第百四十四号）第十一條の要項によつて、次のとおり岐阜県建設課の公告を公表する。

令和四年五月十四日

岐阜県建設 田 田 兼

- 1 調達する役務の名称及び数量 人事給与システムの改修・機器更新及び賃貸借・運用保守業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 3 月 1 日

- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 4 月 12 日

- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地

西日本電信電話株式会社 岐阜支店

支店長 児玉 美奈子

- 6 落札金額 1,408,000,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センターシステム再構築係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県建設課の公告

岐阜県の物品部及び特定役務の懸賞手続の採択を定める要項（平成十七年岐阜県要項第百四十四号）第十一條の要項によつて、次のとおり岐阜県建設課の公告を公表する。

令和四年五月十四日

岐阜県建設 田 田 兼

- 1 調達する役務の名称及び数量 人事給与システム再構築に係る工程管理支援業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 3 月 1 日

- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 4 月 12 日

- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内 1 4 1

アピーコムコンサルティング株式会社

代表取締役社長 嶋居 達哉

- 6 落札金額 85,800,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センターシステム再構築係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
関市

二 調査を行った地域
関市上之保の一部（行合）

三 調査を行った期間
平成二十五年九月から平成三十年三月まで

四 地図及び簿冊の名称
関市（上之保の一部）の地籍図
関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和四年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
飛驒市

二 調査を行った地域
飛驒市河合町角川の一部（角川）

三 調査を行った期間
平成二十六年五月から令和二年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称
飛驒市（河合町角川の一部）の地籍図
飛驒市（河合町角川の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和四年四月十八日

令和四年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
揖斐郡池田町

二 調査を行った地域
揖斐郡池田町大字草深の一部（草深）

三 調査を行った期間
平成二十七年四月から平成三十一年二月まで

四 地図及び簿冊の名称
揖斐郡池田町（大字草深の一部）の地籍図
揖斐郡池田町（大字草深の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和四年四月十八日

令和四年四月十八日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

令和四年五月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社